

## 愛知県環境影響評価審査会岡崎西尾ごみ処理施設部会 会議録

- 1 日時 2024年(令和6年)7月4日(木)午後1時30分から午後2時10分まで
- 2 場所 愛知県環境調査センター 1階 第1会議室
- 3 議事
  - (1) 部会長の選任について
  - (2) 西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
- 4 出席者
  - (1) 委員  
吉永部会長  
【オンライン出席】  
阿部委員、岡村委員、佐野委員、内藤委員、橋本委員、義家委員  
(以上7名)
  - (2) 事務局  
環境局：平野技監  
環境局環境政策部環境活動推進課：  
和田課長、鈴木担当課長、国立課長補佐、猿渡主査、渥美主査  
(以上6名)
  - (3) 都市計画決定権者等  
7名
- 5 傍聴人  
なし
- 6 会議内容
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ア 部会長の選任について
      - ・ 資料1について、事務局から説明があった。
      - ・ 部会長について、吉永委員が互選により選出された。
      - ・ 部会長代理について、吉永部会長が義家委員を指名した。
      - ・ 会議録の署名について、吉永部会長が岡村委員と内藤委員を指名した。
    - イ 西三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)岡崎西尾地域広域ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書について
      - ・ 資料2から資料4について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【義家委員】資料3の番号1については、解体工事中において、洗車作業を事業所外で行う場合、そこでの洗車作業が不完全であると問題が発生するのではないかという懸念であった。見解については、適切な対応ができていると納得している。

番号4について、万博事業などが終了し、セメントの需要が減っていく中で、焼却灰の受入先は簡単に見つからなくなってくると思う。今後、楽観的な見通しではなく、丁寧に受入先を確認していく作業が必要だと思い、質問させていただいた。この点については、今後もしっかり確認していく必要があると思う。

番号2については、この見解で納得している。

【吉永部会長】廃棄物の予測結果について、準備書の727ページの表8.14.5で、ストーカ式とシャフト炉式のみ予測結果が記載されており、流動床式はメーカーヒアリングの回答が得られなかったということで結果を載せていないが、3つの処理方式が準備書で提示されているにもかかわらず、結果が記載されていないが、補足の説明等はあるか。

【都市計画決定権者】準備書の作成時にメーカーヒアリングを行った際には回答が得られなかったが、別途、「廃棄物処理施設整備基本計画」の作成時に行ったヒアリングにおいては、流動床式について回答が得られた部分があるため、その部分を評価書に記載することを検討している。

【事務局】次回の部会において、評価書に記載する内容のイメージについて、お示しできればと思う。

【吉永部会長】了解した。

【橋本委員】大気質について、準備書406ページ以降に、煙突からの排出ガスの予測結果が出ており、二酸化窒素以外は対象事業実施区域の南東側の山が最大着地濃度地点となっている。配慮書段階で煙突の高さが2案出ており、景観などに配慮して低い方になったと記憶しているが、最大着地濃度地点が南東側の山にならないような高さをもう少し検討できなかったのかと思うがいかがか。

【事務局】煙突を高くすれば、最大着地濃度地点は遠くなり、南東側の山を回避できるかもしれない。ただし、既存施設の建設時に比べて排ガスの処理技術は進歩しており、準備書22ページにあるとおり、法規制値も厳しくなっている。さらに、自主規制値により、法規制値よりも厳しい値で管理していくことになっているので、最大着地濃度地点においても十分低い値となり、環境に対して著しい影響がないという判断だと考えている。

【橋本委員】植物などにとっても問題ないという判断をしたということで、承知した。

【橋本委員】今回、山の南側にオオタカが営巣しているが、影響は極めて小さいという予測になっている。騒音による影響について、山があるので音が響かない、あるいは防音壁を設置するということがあると思うが、別の事例で、防音壁を設置する際に柱を立てる音が一番大きかったという話もある。特にオオタカは1月（営巣初期）から4月ぐらいまでが敏感なため、その時期に、あまり音が出ないように配慮していただきたい。

また、今回の環境影響評価の対象ではないが、現在の焼却施設を将来的に解体する際にも、騒音の問題があるので、時期を考えて行っていただきたい。

【事務局】都市計画決定権者に確認したところ、工事を発注する際には、営業時期に配慮して工事を始めるといった条件を付けるとのことである。

【橋本委員】了解した。

【吉永部会長】今回の事業では、新施設の建設とそれに伴う解体のみを行うため、古い煙突がそのまま残り、煙突が2本ある状態で景観などの評価をする状況になっている。今後、焼却施設などの解体工事が行われる際は、それも環境影響評価の対象になるのか。

【事務局】既存焼却施設の解体については、解体時期が未定ということもあり、今回の環境影響評価の対象外となっている。

【吉永部会長】今後、既存焼却施設の解体工事の計画が決まっても、環境影響評価が行われないということか。

【事務局】環境影響評価条例では、ごみ処理施設建設の事業を対象としているため、解体工事のみに対して、環境影響評価条例は適用されないこととなる。

【吉永部会長】今回の環境影響評価に焼却施設の解体が含まれていないことは理解したが、本来は建替工事という一連の流れの中で環境影響評価を行うべきであり、橋本委員もご指摘のように、大きな施設を解体するときの影響は大きいと思う。オオタカやフクロウが生息するなど、生物の多様性が保全されているため、解体工事時の環境への配慮を都市計画決定権者に伝えることは必要かと思う。

【事務局】審査会からいただいた意見を勘案し、知事意見を形成していきたい。

焼却施設は、新施設建設の際に解体の時期等が決まっていないことが多く、解体時の予測・評価をすることが難しいという現状がある。一方で、県としては、解体時の環境への配慮も当然行っていただきたいと考えている。

【吉永部会長】是非前向きに検討していただきたい。

### (3) 閉会